

# 令和5年度 明るい選挙啓発ポスター 標語 作品募集要項

## ● ポスター



【京都府選挙管理委員会委員長賞】

木津川市立州見台小学校 3年 佐藤 柑菜

## ● 標語

「行ってみよう!」 その気持ちこそ 政治を変える!

【優秀賞】

大山崎町立大山崎中学校 3年 渡邊 奏花

主催 京都府選挙管理委員会  
京都府明るい選挙推進協議会  
後援 京都府教育委員会

# 趣 旨

私たちの生活を豊かで楽しいものとするには、政治を良いものにしなければなりません。  
良い政治が行われるには、選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、児童・生徒の皆さん、府民の皆さんから明るい選挙を推進する上で役立つポスター・標語を募集します。

## ○ 明るい選挙啓発ポスター

### 1 応募規定

#### 〈児童・生徒の部〉

- (1) 内 容 明るい選挙を推進することを表すポスター
- (2) 応募資格 京都府内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒  
(1人1点自作のものに限ります。)
- (3) 色・大きさ等 色彩は自由、画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)、もしくはそれに準ずる大きさ。
- (4) 啓発標語 ポスターで使用する啓発標語は「明るい選挙」に限らず、自由に考えてください。
- (5) 締 切 令和5年9月8日(金曜日)必着
- (6) 提出先 児童、生徒の通学している学校を通じて市区町村選挙管理委員会に提出してください。
- (7) 応募上の注意 作品の裏面右下に、次のように学校名(ふりがな)・学年・氏名(ふりがな)等を必ず記入してください。

[記載方法]

<small>(ふりがな)</small> 学校名	
所在地	
学 年	
<small>(ふりがな)</small> 氏 名	

- (8) そ の 他 応募作品は、明るい選挙を推進するためのポスター図案、京都府選挙管理委員会ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/senkyo/>)への掲載、展示等に使用させていただきます。なお、使用に際しては、応募者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

#### (9) 審 査

- 第一次審査 各市町村選挙管理委員会において、小、中、高の種別に審査します。
- 第二次審査 京都府選挙管理委員会において、小、中、高の種別に審査し入賞作品を決定します。(学識経験者と主催者代表が審査に当たります。)
- なお、入賞作品のうちから公益財団法人明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会が実施する中央(全国)審査に出品します。

## 《一般の部》

- (1) 内 容 明るい選挙を推進することを表すポスター
- (2) 応募資格 ○京都府内に居住の方  
(1人1点自作のものに限ります。)  
○家族、友人、グループ、職場等における合作でも差し支えありませんが、この場合もそれぞれ1点に限ります。
- (3) 色・大きさ等 色彩は自由、画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)、もしくはそれに準ずる大きさ。
- (4) 啓発標語 ポスターで使用する啓発標語は「明るい選挙」に限らず、自由に考えてください。
- (5) 締 切 令和5年9月8日(金曜日)必着
- (6) 提 出 先 あなたの居住する市区町村の選挙管理委員会に提出してください。
- (7) 応募上の注意 ①作品の裏面右下に、氏名(ふりがな)・年齢・住所を必ず記入してください。  
②合作の場合は、家族、友人、グループ、職場名等の区分を明記、制作者の氏名(ふりがな)・年齢・住所を連記の上、代表者に◎をしてください。
- (8) そ の 他 応募作品は、明るい選挙を推進するためのポスター図案、京都府選挙管理委員会ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/senkyo/>)への掲載、展示等に使用させていただきます。なお、使用に際しては、応募者の氏名を公表させていただきます。
- (9) 審 査  
○ 第一次審査 各市町村選挙管理委員会において審査します。  
○ 第二次審査 京都府選挙管理委員会において審査します。  
(学識経験者と主催者代表が審査に当たります。)

## 2 賞

京都府選挙管理委員会委員長賞、京都府明るい選挙推進協議会会長賞、入選、佳作には賞状と賞品を贈ります。

## 3 発 表

10月中旬の見込み

# ○ 明るい選挙啓発標語

## 1 応募規定

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 内 容    | 明るい選挙を推進することを表す標語<br>(概ね20文字以内で)  |
| (2) 応募資格   | 京都府内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒又は京都府内に居住の方  |
| (3) 応募方法   | 別紙応募用紙に(児童・生徒…その1、一般の方…その2)に必要な事項を記入の上、ご応募ください。   |
| (4) 締 切    | 令和5年9月8日(金曜日)必着   |
| (5) 提 出 先  | 児童、生徒は通学している学校を通じて市町村選挙管理委員会に提出してください。<br>一般の方は居住する市町村選挙管理委員会に提出してください。   |
| (6) 応募上の注意 | ①1人1点に限ります。<br>②自作・未発表のものに限ります。<br>③作品についてはお返ししません。<br>④入賞作品の著作権は主催者側に属します。   |
| (7) そ の 他  | 応募作品は、明るい選挙を推進するための標語、京都府選挙管理委員会ホームページ( <a href="https://www.pref.kyoto.jp/senkyo/">https://www.pref.kyoto.jp/senkyo/</a> )への掲載、啓発資材、印刷物等に使用させていただきます。なお、使用に際しては、応募者の学校名、学年及び氏名(一般の方は氏名)を公表させていただきます。 |
| (8) 審 査    |   |
| ○ 第一次審査    | 各市町村選挙管理委員会において審査します。   |
| ○ 第二次審査    | 京都府選挙管理委員会において審査します。<br>(学識経験者と主催者代表が審査に当たります。)   |

## 2 賞

京都府選挙管理委員会委員長賞、京都府明るい選挙推進協議会会長賞、優秀賞には賞状と賞品を贈ります。

## 3 発 表

10月中旬の見込み

< 別紙その1：児童・生徒 >

れい わ ねん ど  
令和5年度

あか せん きょ けい はつ ひょう ご おう ぼ よう し  
明るい選挙啓発標語応募用紙

おおむ も じ い ない ひょうご きにゆう うえ おう ぼ  
概ね20文字以内の標語を記入の上、応募してください。

ひとりいつてん おう ぼ かぎ  
1人1点の応募に限ります。

おう ぼ さく びん かえ にゆうしょうさく びん はんけん きょうと ふ せんきょ かんり  
応募作品につきましては、お返ししません。また、入賞作品の著作権は京都府選挙管理  
い いんかい きぞく かくしゆせんきょけいはつ かつよう  
委員会に帰属し、各種選挙啓発に活用させていただきます。

学 年	所 在 地	学 校 (ふりがな)	氏 名 (ふりがな)		作 品
年 組					(概ね20文字以内で)

< 別紙その2：一般 >

令和5年度

明るい選挙啓発標語応募用紙

概ね20文字以内の標語を記入の上、応募してください。

1人1点の応募に限ります。

応募作品につきましては、お返ししません。また、入賞作品の著作権は京都府選挙管理委員会に帰属し、各種選挙啓発に活用させていただきます。

住所	年齢	氏名 <small>(ふりがな)</small>		作品
				<small>(概ね二〇文字以内で)</small>